

令和2年度事業計画（案）

基本方針

令和2年度の日本経済は、消費税増税、慢性的な人手不足などの国内的要因に加え、コロナウィルスによる世界的な経済活動の停滞、米中貿易摩擦、中東情勢などの下振れリスクも考えられ、その先行きを正確に見通すことは困難になっています。

既に、コロナウィルス拡散防止対策による各種イベントの中止により国内経済に悪影響が出ており、県内経済は堅調ですが、当協会の収入の柱である受講料収入を左右する受講者数の動向については、前年度の傾向から若干減少するものと見込まれます。

一層、効率的な講習会事業の運営を図るとともに、法令等に則った適正な講習の実施に努めます。講習会関係では、受講者ができるだけ快適に講習が受けられるよう講習会場の環境の改善、機器等の更新を図ります。

また、政府が進める働き方改革関法が本格的に施行されることから、「同一労働同一賃金ガイドライン」や「時間外労働の上限規制」の周知を図るほか、引き続き宮崎労働局及び各労働基準監督署との連携及び関係維持・強化に努めます。

1 安全衛生関連事業

(1)平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする、宮崎労働局の「第13次労働災害防止推進計画」（略称「13次防」）の3年目となりますが、計画の推進に労働災害防止団体として協力します。また、宮崎労働局の受動喫煙防止対策、治療と職業生活の両立支援対策の推進に協力します。

(2)当協会も構成団体である宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会が主催する、「宮崎県産業安全衛生大会」を宮崎労働局、宮崎県、宮崎市その他労使団体等の後援のもとに、今年度も11月12日（予定）に宮崎市佐土原総合文化センターで開催します。

また、延岡、都城、日南の各支部では地区「安全衛生推進大会」等の開催に取り組みます。

さらに、全国安全週間（7月1日～7日）中に行われる「安全衛生に関する宮崎労働局長表彰式」の開催等に協力します。

(3)各支部で、7月の全国安全週間中に安全衛生パトロールを実施するほか、安全祈願祭等の実施に取り組みます。

(4)引き続き、中央労働災害防止協会との共催で「リスクアセスメント実務研修」、「KYTトレーナー研修会」、「化学物質管理者選任時研修」を実施します。これらの研修会等には国の補助事業が適用されるため、労災保険適用の300人未満事業場の受講料割引の特典を活用して実施します。

(5)衛生管理者免許試験の合格率の向上を図るため、引き続き、衛生管理者受験準備講

習及び衛生管理者模擬試験を実施します。

- (6) 県内 4 労働基準監督署と連携し、中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業を活用した安全衛生セミナーの開催を目指すとともに、会員事業場に同事業の個別支援の活用を呼び掛けます。
- (7) 中央労働災害防止協会のサービス事業である「中小規模事業場安全衛生相談事業」を引続き実施します。宮崎、延岡、都城の各支部に相談窓口を開設するほか、安全衛生大会などの機会に相談コーナーを設置し、中小規模事業場からの安全衛生関連の相談に無料に応じます。

2 労務管理関係事業

- (1) 宮崎労働局と連携し「働き方改革」関連事業の推進に努めることにし、「同一労働同一賃金ガイドライン」、「無期転換ルール」、「時間外労働時間の上限規制」「年 5 日の年次有給休暇の消化の義務化」等働き方改革関連改正法及び関連の助成金制度等の周知に努めることにします。

具体的には、労働基準監督署が実施する「働き方改革関連の説明会」の開催状況を見ながら必要に応じ独自セミナーを開催します。

- (2) 令和 2 年 4 月から同一労働同一賃金の実現に関する関連法が施行されることから、専門家による同一労働同一賃金の実施に関する「労務管理セミナー(有料)」を開催します。

3 労働保険事務組合事業

中小事業場の会員の便宜を図るため、引き続き、本部及び延岡支部において本事業を継続し、当協会への加入促進と事務の効率化を図りながら運営に努めます。

4 受託事業関連事業

- (1) 宮崎労働局からの委託事業

実施可能な委託事業については積極的に応札していきます。

- (2) 「全基連」受託事業

全基連宮崎県支部として「外国人技能実習制度関係者養成講習」(11 月予定)を開催します。

5 会員サービスの充実のための事業

- (1) 労務管理 FAX 相談の実施

働き方改革関連法案への対応、各種ハラスメント防止対策の実施など複雑化する労務管理の諸問題について、FAX(0985-28-9080)で会員事業場からの質問を受け付け返答します。(事業の詳細は労働基準協会報でお知らせします。)

(2) 会員交流事業

会員相互の親睦を目的として各支部の実情に応じた会員交流事業の充実を図ります。

6 その他

(1) 「労働基準協会報」の充実

会員サービスの向上を資するため労働基準協会報の紙面の一層の充実を図ります。引き続き、会員ニーズに沿った情報提供ツールの役割を担っていきます。